# 令和5年度 医療費控除の申告に関する Q&A

令和6年2月22日現在

# Q 1. 今年から「年間医療費のお知らせ」が送付されないとのことですが、医療費控除の申告はどのようにすればいいですか。

A1. 当組合の『医療費 web サービス』の医療費情報又は『マイナポータル』の医療費情報を使って医療費性除の申告ができます。

どちらも、①印刷した医療費情報を確定申告書に添付するか、②データを使って e-Tax で申請するか、の方法が選択できます。

# Q2. マイナポータルから印刷した医療費通知情報は、従来の「年間医療費のお知らせ」と同様に利用できますか。

A 2. 確定申告書の添付書類『医療費控除の明細書〔内訳書〕』に「別紙のとおり」と記入のうえ添付することで同様に利用できますが、Web 画面や PDF を印刷した医療費情報は原本ではないため、領収書を5年間保管する必要があります。

### Q3. マイナポータルで家族の医療費情報も閲覧できますか。

A 3. 家族分の医療費情報を閲覧する場合は、マイナポータルにおいて本人と家族の方の間で代理人設定をする必要があります。

※詳しくはマイナポータルサイトをご確認ください。

## Q4. 医療費 web サービスで医療費情報を取得するにはどうしたらいいですか。

A 4. 当組合ホームページの『医療費のお知らせ』から「ユーザーID」「パスワード」を入力してログインし、「通知情報照会」 $\rightarrow$ 「医療費照会」 $\rightarrow$ 「診療年 2023」を選択して検索してください。

#### Q5. 当組合の「医療費 web サービス」にログインできません。

A 5. ログインには「ユーザーID」と「パスワード」が必要です。「パスワード」の有効期限切れ(90 日)でログインできない方や、「ユーザーID」、「パスワード」がわからない方は、再発行しますので、当組合ホームページから『医療費 web サービス「ユーザーID」「パスワード」申込書』(様式第1号の15)をダウンロードして必要事項を記入のうえ、当組合に FAX 等でお送りください。

#### Q6. 医療費の情報は何月分まで確認できますか。

A 6. 当組合の「医療費 web サービス」では2月中は前年11月分まで確認でき、3月1日以降は前年12月分まで確認できます。また、「マイナポータル」の場合は毎月11日頃に前々月診療分の情報が更新されるため、現在は12月分まで確認できます。

※医療機関からの請求遅れ等により確認できない場合もあります。

## Q7. パソコン、スマートフォンを使えない場合はどうしたらいいですか。

A 7. 領収書から確定申告書の添付書類「医療費控除の明細書[内訳書]」をご記入いただくこととなります。

## Q8. e-Tax 用のデータ (XMLデータ) の内容を確認することはできますか。

A8. 国税庁「確定申告書等作成コーナー」でXMLデータを取り込むと、送信前に「控除の入力画面」で確認できます。正しく入力されているか確認し、誤りがあれば訂正してください。なお、XMLデータにない医療費等は個別に入力が可能です。

### Q9. 資格喪失後も医療費情報を取得できますか。

A9. 当組合の「医療費 web サービス」は、資格喪失後2年以内であれば確認が可能です。